

第2期

和泉市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の支援に関する基本計画 (DV防止基本計画) 案

第1章 計画の基本的な考え方 _____ 1

- 1 計画の目的 _____ 1
- 2 和泉市の取組 _____ *
- 3 和泉市の現状 _____ *
- 4 計画の位置づけ _____ *
- 5 計画の期間 _____ *
- 6 計画の進行 _____ *

第2章 計画の内容 _____ *

- 1 計画の体系 _____ *
- 2 施策の内容 _____ *

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

配偶者間で行われる暴力（以下「DV」という。）は、犯罪行為に該当するものも含む重大な人権侵害であり、国の第6次男女共同参画基本計画においても男女共同参画社会の実現を妨げる、克服すべき重要課題に位置づけられています。DVの特性として、外部から実態を把握しにくい家庭内で発生するため潜在化しやすく、加害者の罪の意識も希薄な傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻な状況に陥りやすい側面があります。とりわけ、女性が被害を受けるケースが多く見られ、その背景には男女の固定的役割分担意識や経済力の格差、上下関係等、男女が置かれている社会構造や状況に根ざした問題があると考えられています。また、こどもの目前でDVが行われることは、その健やかな心身の発達を阻害するものであり、こどもに対しても多大な影響を及ぼします。

こうした状況を受け、国は平成13年（2001年）、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。その後の平成19年（2007年）の改正では、国の基本方針等に即して、市町村が『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画』（以下『市町村基本計画』という。）を策定することや、適切な施設を配偶者暴力相談支援センターとして指定することが努力義務とされ、住民に最も身近な自治体である市町村における主体的な取り組みが促進されました。

平成25年（2013年）の改正では、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も、法律の適用対象に含まれることとなりました。

令和元年（2019年）の改正においては、児童虐待と密接に関わるDV被害者の適切な保護を図るため、児童相談所との連携体制が明文化されるとともに、保護の対象に被害者の同伴家族も加えられました。さらに、令和5年（2023年）の改正では、保護命令の対象が自由・名誉・財産に対する脅迫まで拡大され、命令の有効期間延長や違反時の罰則強化が図られました。加えて、基本方針等に被害者の自立支援や関係機関の連携強化が盛り込まれ、協議会の設置が法定化される等、支援体制のさらなる充実が進められています。

2 和泉市の取組

(1) 本市のこれまでの取組

本市においては、平成7年（1995年）に策定した「和泉市女性行動計画」の中で具体的施策に「女性・子どものための相談窓口の創設」を掲げて以来、継続して女性や子どもへの暴力の防止並びに被害者への支援を行っています。

平成15年（2003年）に実施した「和泉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「配偶者からの暴力で命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」と回答した割合は女性5.0%・男性0.8%、行政等の公的機関に相談した人はほとんどいないという結果でした。その結果を踏まえ、平成17年（2005年）には「第2期和泉市男女共同参画行動計画」を策定し、重点目標「女性の人権が尊重される環境づくりの推進」の目標の1つとして「ドメスティック・バイオレンス（DV）防止対策の推進」を掲げ、「被害者に対する相談体制と自立支援、加害者への対応等についても、市と関係機関が連携し総合的に取り組む」という新たな施策の充実に努めました。

平成18年（2006年）には、庁内の関係担当課及び関係機関が相互に連携し、連絡・調整・協議等を行い、効果的な対応を行うために「和泉市配偶者からの暴力対策連絡会議」を設置しました。平成16年度（2004年度）～17年度（2005年度）には、電話相談員養成講座を開き、相談員を養成し、平成18年度（2006年度）からは「女性問題のための電話相談」を実施しています。

平成25年（2013年）には、上記計画の策定の基礎資料とするために「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、DV等の暴力被害の実態やDV対策についての意識の把握をしました。

平成26年（2014年）に「第3期和泉市男女共同参画行動計画・和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、女性に対する暴力根絶の施策を全庁で進めています。

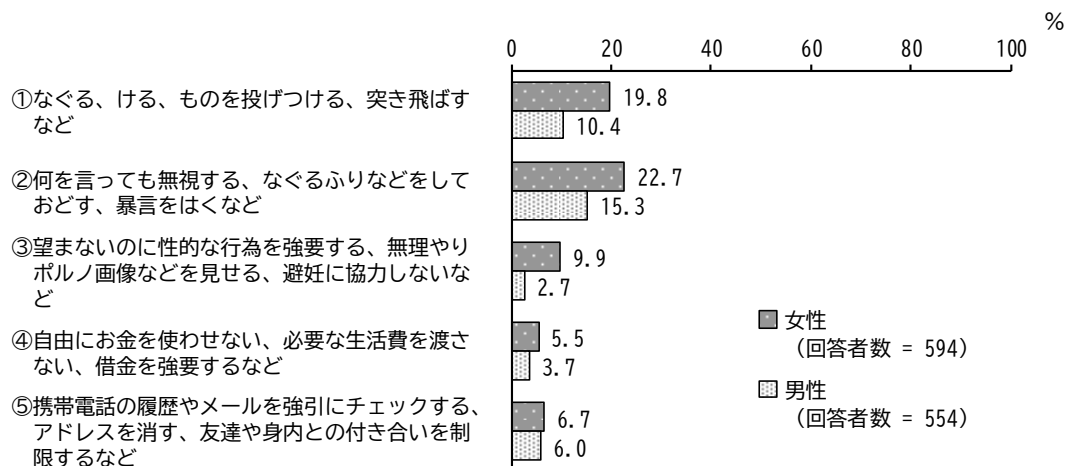
令和7年度（2025年度）には、本計画を策定するにあたり和泉市民に向けた意識調査を行いました。

3 和泉市の現状

(1) 令和7年度市民意識調査から見えるDV被害の実態

女性の22.7%、男性の15.3%が「何を言っても無視する、なぐるふり等をしておどす、暴言をはく等」を受けたと回答しています。また、女性の19.8%、男性の10.4%が「なぐる、ける、ものを投げつける、突き飛ばす等」を受けたと回答しています。(図1)

図1 配偶者や親密な関係にある恋人からの暴力被害の実態



※「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合
 資料：和泉市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和7年)

和泉市における配偶者からの暴力相談件数

年 度	D V相談件数
令和元年度	確認中
令和2年度	
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度	

配偶者からの被害経験の有無(性別)

女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けている。

単位：％

	女性(1,050人)				男性(788人)			
	何度もあった	1、2度あった	まったく無い	無回答	何度もあった	1、2度あった	まったく無い	無回答
配偶者からの被害経験の有無	13.2	14.3	71.7	0.8	7.2	14.7	77.5	0.5
身体的暴力	3.8	11.2	83.4	1.5	1.9	9.6	87.6	0.9
心理的攻撃	9.2	10.7	79.0	1.1	5.8	9.6	83.8	0.8
経済的圧迫	4.8	4.4	89.5	1.3	2.7	3.4	93.3	0.6
性的強要	3.1	7.4	87.9	1.5	0.5	0.6	98.0	0.9

資料：内閣府令和6年男女間における暴力に関する調査報告書

配偶者からの暴力の相談の有無

被害を受けた女性の6割は相談しているが、男性の約6割はどこにも相談していない。

単位：％

	相談した	相談しなかった	無回答
総数(462人)	52.8	44.2	3.0
女性(289人)	60.6	36.3	3.1
男性(173人)	39.9	57.2	2.9

資料：内閣府令和6年男女間における暴力に関する調査報告書

相談窓口の周知度

単位：％

	知っている	知らなかった	無回答
総数(2,950人)	73.2	22.7	4.1
女性(1,597人)	77.3	18.1	4.6
男性(1,353人)	68.4	28.2	3.5

資料：内閣府令和6年男女間における暴力に関する調査報告書

※ 窓口とは、配偶者暴力相談支援センター（旧婦人相談所等）や男女共同参画センター、警察、地方方法務局、民間の専門機関等。

(2) DVに関する相談

本市においては、くらしサポートセンター（くらしサポート課）、人権相談、総合生活相談（人権文化センター）、高齢者虐待相談（高齢介護室、地域包括支援センター）、妊娠中から出産、子育て相談、18歳までのこども、子育て家庭の心配事等の相談（和泉こどもまんなかセンター）、母子・父子自立支援相談（子育て支援室）、障がいのある人への虐待相談（障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター）、女性問題総合相談（人権・男女参画室）で、DVに関する相談窓口を設置し、DV被害者のニーズに応じた相談ができるように整備しています。

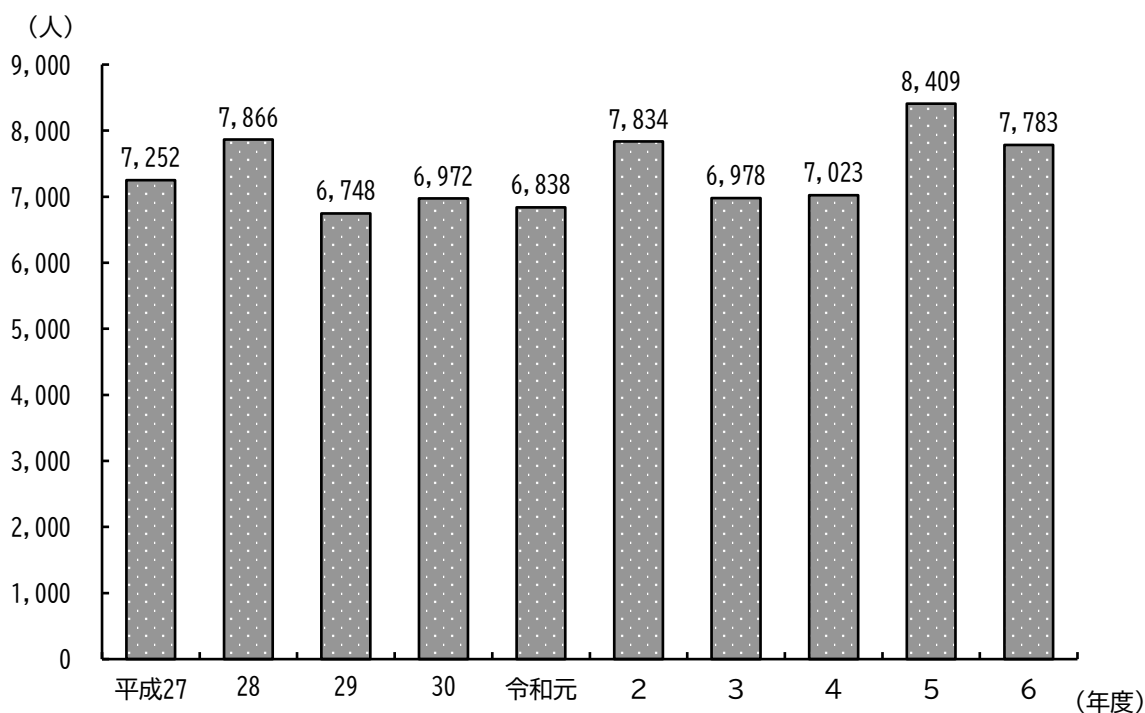
また、こうした相談窓口は、広報紙やホームページ、モアいずみ通信、リーフレット等で周知を行っています。

大阪府内の配偶者暴力相談支援センターで受けた配偶者等の暴力に関する相談件数は、平成27（2015）年以降6,000件を超えており、令和6（2024）年度は7,783件となっています。（図2）。

大阪府女性相談センターが行った一時保護の件数は、平成●（●）年度では●件となっており、原因は配偶者等からの暴力が多くを占めています。（図3）。

また、大阪府警察で受理した配偶者等からの暴力に関する相談件数について見ると、平成●（●）年では●件であったものが平成●（●）年には●件と、相談件数が年々増加しています。（表1）

図2 大阪府内配偶者暴力相談支援センターで受けた配偶者等の暴力に関する相談件数の推移



資料：内閣府令和6年男女間における暴力に関する調査報告書

図3 主訴別一時保護の状況の推移(大阪府女性相談センター)

単位：件

主訴別	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
配偶者等の暴力	データ確認中							
住む所なし								
サラ金問題								
精神障がい								
売春関係								
人身取引								
その他								
総件数								

資料：大阪府女性相談センター調べ(『大阪府令和●年度版年次報告書』より)

表1 大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
配偶者等からの暴力に関する相談件数	8185	8,932	8,755	9,7	データ確認中						
ストーカー警告件数	188	225	217								
ストーカー禁止命令	1	7	15								
ストーカー相談件数	1255	1,406	1,286								
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	174	178	175								
同被害少年の数	98	125	138								
売春防止法検挙件数	21	19	21								

資料：大阪府女性相談センター調べ(『大阪府令和●年度版年次報告書』より)

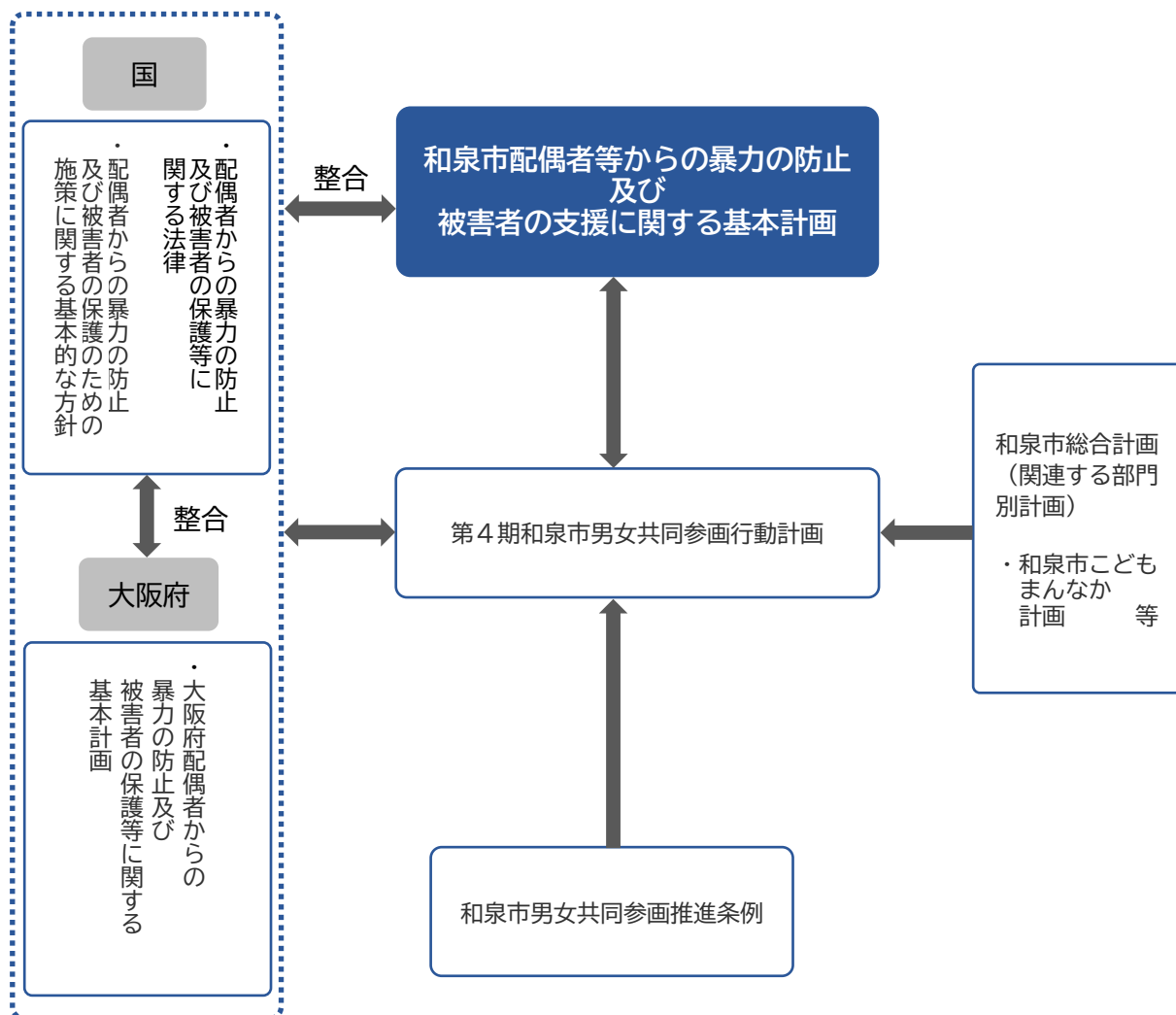
DVの種類

- (身体的暴力) 殴る、ける、首をしめる、突き飛ばす、押し倒す、腕をつかむ・引っ張る等
- (精神的暴力) 大声でどなる、ばかにする、無視する、脅す、物を投げる・壊す、刃物を出す、自殺をほのめかす等
- (経済的暴力) 生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、外で働くことを嫌がる、家計の責任を負わせる、借金の強要等
- (性的暴力) 望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、身体や性に関してひどく傷つけることを言う、裸の写真を撮る、SNSで流す(と脅す)等
- (社会的暴力) 友人や身内との付き合いを制限する・仲良くすることを嫌がる、自由に外出させない、行動やスマホをチェックする、浮気を疑う・激しい嫉妬等
- (子どもを利用した暴力や支配) 子どもの前で暴力をふるう(※子どものいる家庭における配偶者に対する暴力は、児童虐待にあたります。)、子どもに危害を加える(加えようとする)、子どもを取り上げようとする、子どもの前で非難する等

4 計画の位置づけ

本計画でのDVの定義は、DV防止法の対象である「配偶者」（婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手を含む男女）だけでなく、暴力の未然防止の取組や啓発等については、DV防止法対象外の、生活の本拠を共にしない「交際相手」からの暴力（以下「デートDV」という。）も対象とします。

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく本市の「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」で、第4期和泉市男女共同参画行動計画の一部分として位置づけます。



5 計画の期間

この計画の期間は、令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までの計画とします。

中間年度の令和13年度（2031年度）に本計画についての検証を行います。

6 >> 計画の進行

この計画を推進するため、関係機関等との連携・強化を図り、毎年度の推進状況等は、男女共同参画行動計画の進行管理（オアシスプラン進行計画）とあわせて実施状況等を明らかにした報告書を作成します。

第 2 章 計画の内容

1 計画の体系

本計画は以下の4つの施策の方向に基づき事業を推進します。

施策の方向

- (1) DVについての正しい理解の普及
- (2) 安心して相談できる体制の充実
- (3) 一時保護支援と自立支援の充実
- (4) 関係機関との連携・協力体制の強化

施策の方向1 DVについての正しい理解の普及

国においては、配偶者からの暴力を個人の尊厳を深く傷つける重大な人権侵害と位置づけ、DV防止法に基づき、被害者の安全確保、自立支援、および加害者対策の推進を掲げています。

本市においても、被害者の早期発見と適切な支援を目指し、多様な広報媒体による普及啓発や、専門的な相談機能の維持・強化に取り組んでいます。具体的には、相談窓口の周知を図るためのリーフレット作成、庁内関係各課や関係機関との緊密な連携による相談援助、および職員の対応力向上に向けた研修等を実施しています。

こうした取組によって、令和7年度市民意識調査では、「子どもの前で暴力をふるう（面前DV）」をどんな場合でも暴力にあたるという認識が高まっており、身体的被害以外の重大な暴力についても、市民の意識が浸透してきていることがうかがえます。（図4）

また、DV防止策として「福祉事務所・医療機関・警察等が、連携して被害者に対応するシステムを充実する（38.0%）」ことへの支持も高く、組織的な対応が求められています。（表2）

本市では相談窓口のデジタル化の検討や周知方法の工夫により、被害者が一人で抱え込まず、いつでも助けを求められるよう環境を向上させます。

さらに、次世代を担う中高校生や大学生等の若年層に対しても、デートDVの危険性や自分と相手を大切にする意識を育むための啓発を行い、暴力の未然防止と早期発見に努めます。

図4

表 2

施策の方向2》 安心して相談できる体制の充実

令和7年度和泉市男女共同参画に関する市民意識調査において、暴力被害の相談先についてたずねたところ、「家族・親せき（24.9%）」「友人・知人（24.6%）」に相談した割合が高いものの、依然として「どこにも相談しなかった」の割合が49.2%と最も高くなっています。

相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った（47.4%）」が最も高く、次いで「相談しても無駄だと思った（28.8%）」「自分にも悪いところがあると思った（27.6%）」となっており、被害者が諦めや自責の念を抱いている状況が伺えます。

本市においては、現在、人権・男女参画室のほか、くらしサポート課、障がい福祉課、高齢介護室、子育て支援室等で相談に対応しています。今後は、従来の窓口・電話での相談に加え、若年層を含め誰もがアクセスしやすいデジタル窓口の整備を検討し、潜在的な被害の掘り起こしに努めます。

また、相談のきっかけが離職や子育て、生活困窮等であっても、その根底にDVが潜んでいることがあります。

市で行っている各相談窓口の担当者が、DVに関する正しい知識を有し、敏感な視点で対応できるよう、研修の充実や「配偶者からの暴力対策連絡会議」等での情報交換を充実させます。

表 3

施策の方向3》 一時保護支援と自立支援の充実

本市においては、DV被害者本人の意思に基づいて、大阪府女性相談センターや警察等の関係機関と連携し、必要に応じて一時保護へつなぐ支援を行っています。今後も、被害者が安全な状態で安心して保護を受けられるよう、関係機関との連携をさらに強化します。また、DV被害者が自立して生活を営むためには、就労、住居の確保、生活費の工面、子どもの転校手続き等の課題を一つひとつ解決しなければなりません。

被害者の多くは、経済的な不安や心身の不調、制度上の障壁等、多角的な困難に直面しています。

本市では、これらの問題解決のために、以下の自立支援の取り組みを行っています。今後も被害者とその家族が安全に安心して自立への一歩を踏み出せるよう、本人の立場に立った支援を継続・充実させていきます。

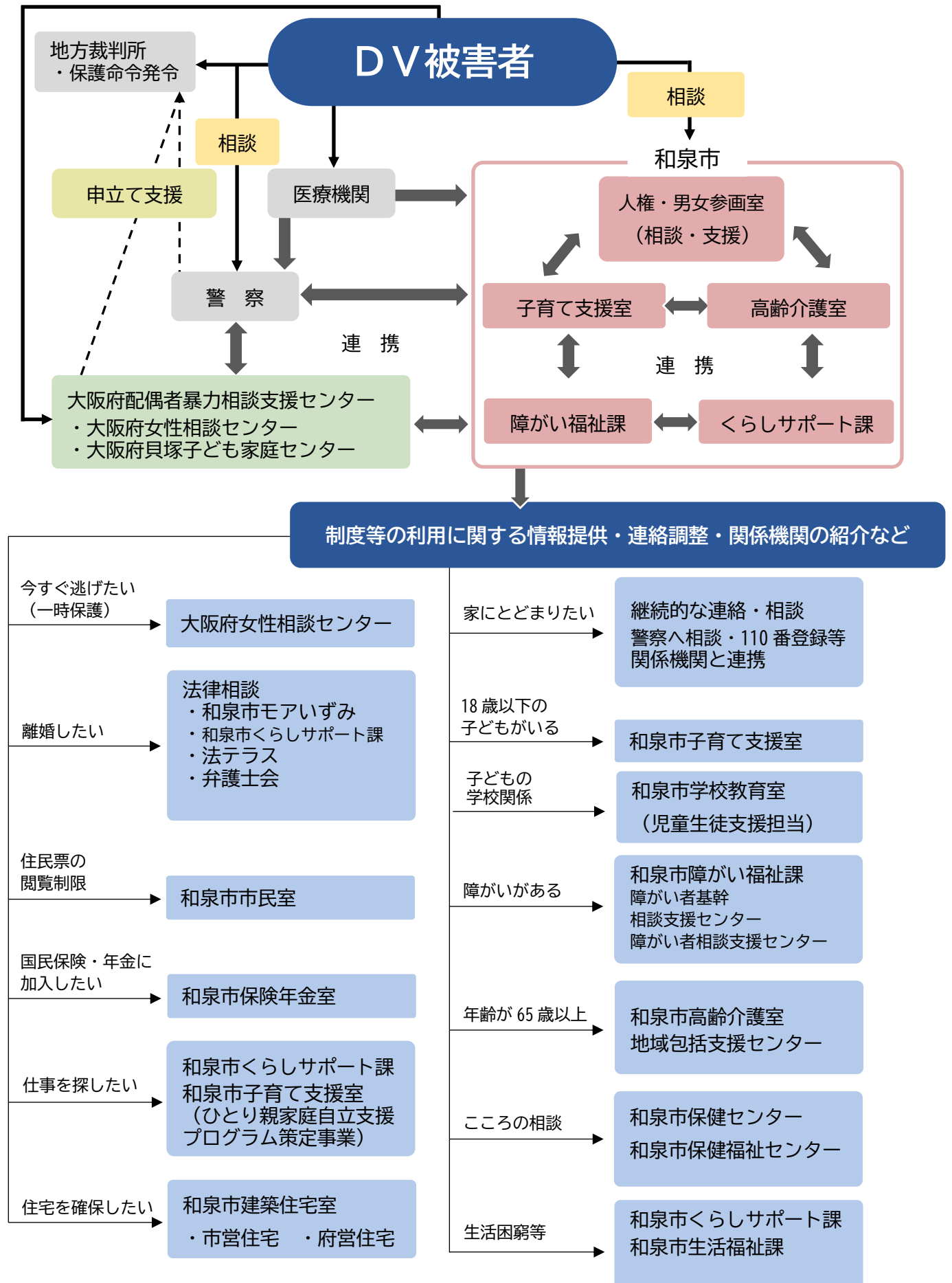
	市が行っている取組内容
生活基盤を整えるための支援	DV被害者からの相談があり、生活保護の適用が必要な場合、保護の実施により支援を行っています。
	5月と12月に市営住宅空き家入居者募集を行っており、DV被害者については、配偶者との離婚が成立していない場合でも、証明書又は命令決定書が交付されている場合は、申込を受け付けています。また、ひとり親世帯で申込の場合、20歳未満の児童を扶養している場合は福祉世帯向けでの応募が可能です。
	住民票を異動することができない人について、賃貸契約書等で居住実態等を確認のうえ、国民健康保険に加入することができます。また、国民健康保険被保険者証については、郵送せず年に一度窓口にて現況を確認し、更新を行っています。
	DV被害者であることがわかる「裁判所からの保護命令」が出された場合、児童扶養手当及びひとり親家庭医療の認定を行っています。
	DV被害者で、保護を必要とする母及び18歳未満の子が、自立生活することが困難であると判断した場合には、自立までの一定期間入所し、生活力を付け自立した生活が送れるようになるまで、母子生活支援施設への入所措置を行っています。
	入所先や住居等の情報が漏れないように職員への周知徹底を実施し、個人情報の取り扱い等を適正に行うように積極的に研修に参加しています。

被害者や その子どもの 安全確保	上下水道料金システムにおいて、水道使用者名を赤字点滅表示にするとともに、使用者データ管理表を出力した際は、備考欄に☆印を表示させることで、個人情報の取り扱いに一層の注意を促すようにしています。
	DV被害者からの申し出により、「医療費のお知らせ」作成対象者から除外し、お知らせを送送しないしくみにしています。
	システム備考欄にDV被害者である旨を入力することにより居住地等の情報の取扱いについては、細心の注意を払っています。
	DV被害者の子どもに対する保育所入所先や居住地等の情報についての取り扱いは、担当者と連携し、十分な情報の共有を行い、入所に対し配慮を実施しています。また、子どもの状況を十分に把握し、入所する子どもや保護者が不安にならないように十分な配慮を行い保育を実施しています。
	DV被害者の子どもの就学については、住民票の異動がない場合も、その実態を把握できた場合、受け入れを行っています。
	避難の情報等が外部に漏れないよう状況に応じて、転入先の学校へは事前の連絡は一切取らない等の対応を行っています。また、外部から学校へ当該児童生徒に関する問い合わせがあった場合、「プライバシーに関することなので一切お答えできない。」と返答するよう、学校へ指示しています。

施策の方向4 >> 関係機関との連携・協力体制の強化

DV被害者の保護と自立支援を円滑かつ確実に行うためには、本市のみならず、大阪府やその他の関係機関等が、相互に連携・協力して相談・保護・自立支援に取り組む必要があります。DVの防止とDV被害者の支援のために、関係部局をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体等との連携・協力体制を継続・充実させていきます。

和泉市DV被害者支援フローチャート



FAX 0000-00-0000